

環境厚生委員長報告

令和7年2月定例会

環境厚生委員長報告をいたします。

環境厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」など条例案11件、「権利の放棄について」の一般事件案1件、「令和7年度島根県一般会計予算」など予算案11件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第41号議案「島根県立自然公園条例の一部を改正する条例」、第46号議案「島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び第49号議案「島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の条例案3件、第3号議案「令和7年度島根県一般会計予算」、第9号議案「令和7年度島根県国民健康保険特別会計予算」及び第17号議案「令和7年度島根県病院事業会計予算」の予算案3件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、主なものについて報告します。

第3号議案及び第9号議案については、国民健康保険料及び介護保険料の負担が重いことから滞納者が発生する事態が生じており、国全体の社会保障費が削減される中、県として社会保障の予算を増額すべきとの理由から反対であるとの意見がありました。

また、第17号議案については、県立病院において依然として看護師の2交代制勤務が行われていること、及び紹介状の無い初診時の加算料や差額ベッド代などの選定療養費の徴収を廃止すべきとの理由から反対であるとの意見がありました。

次に、第41号議案については、県立自然公園の利用を促進するため、規制を緩和する内容が含まれており、開発が優先される懸念があるとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、いずれの議案も賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち

主なものについて報告いたします。

まず、病院局所管の第17号議案「令和7年度島根県病院事業会計予算」についてであります。委員から、県立病院は赤字にひるむことなく、公立病院として県民の命と健康を守ることを第一優先に今後も医療に取り組んでほしいとの要望があり、執行部からは、県民の命と健康を守る最後の砦としての県立病院の役割をしっかりと果たすために、必要な人材の確保や投資をしていきたいとの回答がありました。

次に、第1号議案「令和6年度島根県一般会計補正予算（第9号）」のうち健康福祉部所管分についてであります。「人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急支援事業」について、委員から、医療機関が病床を削減した場合に1床あたり410万4千円を給付するという事業があるが、これは国が地方の実情を考えずに病床数の削減を誘導するような事業であり、地方の医療制度の崩壊を招くことが危惧されるとの意見があり、執行部からは、医療提供体制については、これまでも各圏域の調整会議等で検討し調整を行ってきたことから、このたびも同様に各圏域で慎重な協議を行い、その結果を踏まえ医療機関からの申請を受け付けたいとの回答がありました。

また、別の委員から医療費の抑制について、国民が健康を維持し、医療費がかからないよう努力していくことも重要ではないかとの意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

健康福祉部所管事項についてであります。

委員から、放課後児童クラブについて、子どもを産み育てやすい社会を作るためには、子育てと仕事を両立できる環境を整えることが急務であり、放課後児童クラブの役割がますます大きくなっているとの意見がありました。こうした意見を踏まえ、当委員会としても、安定した放課後児童クラブの運営のための十分な支援員体制と処遇の改善、放課後児童クラブを開設・運営しやすい支援制度の充実、及び近年の物価高騰への対応を国に対して要望すべきとの結論に至り、全会一致をもって意見書を提出すべきとの結果でありました。

なお、この意見書については、後ほど久城議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

また、執行部から報告のありました「次期しまねっ子すくすくプラン（県子ども計画）（案）」については、委員から、パブリックコメントに対する回答が県民に寄り添ったものとなっており、これらの考え方をしっかりと県民にPRしてほしいとの意見がありました。

また、別の委員からは、子どもたちの状況を親が理解していないと感じることがあるが、このような親に対するアプローチの必要性について質問があり、執行部から

は、「次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）」の基本理念の一つである「全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり」の前提として、親がこどもの意見を尊重できるようにこどもの実態を知っていくことは当然必要なことと考えている。また、「しまねの架け橋期の教育ガイド（案）」では子どもの育ちの基盤は家庭であり、その家庭を支えるために幼児教育施設等と家庭や地域との連携が必要であるということを記載しており、SNSなども活用してこうした考え方について届けていきたいとの回答がありました。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。